

中核機関の設置及び今後の取組について

1 設置目的

国の成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、支援が必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築することで、成年後見制度の利用促進を図るため。

2 設置年月日

令和 3 年 4 月 1 日

3 設置・運営方法

設置主体：中央区

運営主体：中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」に業務の一部を委託し、区と一体的に運営する。（「すてっぷ中央」で実施していた既存の成年後見利用支援事業に、地域連携ネットワークの構築に係る業務を追加し、中核機関として位置付け、運営を行っていく。）

4 中核機関の主な機能

- （1）広報機能
- （2）相談機能
- （3）成年後見制度利用促進機能
- （4）後見人支援機能

なお、（1）から（4）の機能を段階的・計画的に整備することで、不正防止効果を高める機能を果たしていく。

5 中核機関として取り組むべき事業

☆：新規 ◎：充実 ○：継続

中核機関の機能	項目	具体的な取組
1 広報機能	(1) 効果的な広報活動の実施	☆区ホームページに制度の説明や中核機関設置に関するお知らせを掲載する。 ◎社協ホームページのリニューアルに併せ、制度の概要、後見人等の紹介、申立費用・後見人等報酬助成等について掲載 ○ちらしの作成等による各種講演会や講座等開催についての周知 ◎制度の概要や区・社協で行っている成年後見制度利用促進事業を周知するためのリーフレットの作成 ☆成年後見情報誌を年2回発行 ○健康福祉まつり等の区内イベントへの出展
	(2) 講演会、講座等の実施	○制度の周知及び理解向上を目的とした講演会、講座、相談会等を実施 ○区職員、福祉関係者向けの研修を実施
2 相談機能	(1) 日常的な相談受付	○制度に関する相談全般に対して、窓口・電話で対応 ○相談者が来所できない場合は、自宅、施設等に訪問
	(2) ケース会議等への出席	◎ケース会議等における情報の集約、協力、助言等 ◎関係機関との連携強化
	(3) 弁護士による相談支援体制の構築	○成年後見制度、財産管理、権利侵害等の専門的助言が必要な相談に対応する弁護士専門相談を実施
3 成年後見制度利用促進機能	(1) 申立手続、申立書類作成等に係る支援	○後見・任意後見に係る申立手続、公証役場での契約手続等に関する説明、書類作成方法、内容の確認等の適切な支援 ○申立書類の書き方の説明書・記入見本、申立経費・報酬助成申請書の記入見本の作成
	(2) 地域関係者と連携した相談体制の強化	◎地域関係者、関係団体等による戸別訪問・日常的な見守り等との連携・情報共有による早期発見・早期支援
	(3) 専門職による支援方針検討への参加	☆ケース会議、チーム会議、受任調整等における専門職の専門的な助言
	(4) 地域連携ネットワークの構築	☆権利擁護支援推進協議会を設置し、チームへの適切な支援を行える体制整備、個別案件の検討等について協議 ☆日常的・継続的な情報共有を図るため専門職団体、福祉団体、相談支援機関等による地域連携ネットワーク連絡会を開催
4 後見人支援機能	(1) <u>社会貢献型後見人等の養成・支援</u> 【中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における重点事業】	○社会貢献型後見人等候補者を養成するための基礎講習の実施 ◎ <u>基礎講習修了者向けフォローアップ研修の実施</u> ○社会貢献型後見人等の受任の促進
	(2) 後見人等からの相談受付	○後見人等からの日常的な相談に対応 ○後見人等の相談窓口の明確化
	(3) <u>後見人等への継続的なモニタリング</u>	☆ <u>後見人等（親族後見人等・社会貢献型後見人等）に対する継続的な見守り</u>
	(4) 後見人等への支援	○家庭裁判所に提出する定期報告書作成支援 ◎親族後見人等向け交流会・ワークショップの実施
5 不正防止効果	(1) 後見人等による不正行為の兆候の早期把握	☆地域連携ネットワークを活用した後見人等による経済的虐待・横領等の兆候の早期把握

※下線は令和3年度の新規・充実事業

6 令和3年度新規・充実事業

(1) 基礎講習修了者向けフォローアップ研修の実施【充実】

資料2-2のとおり

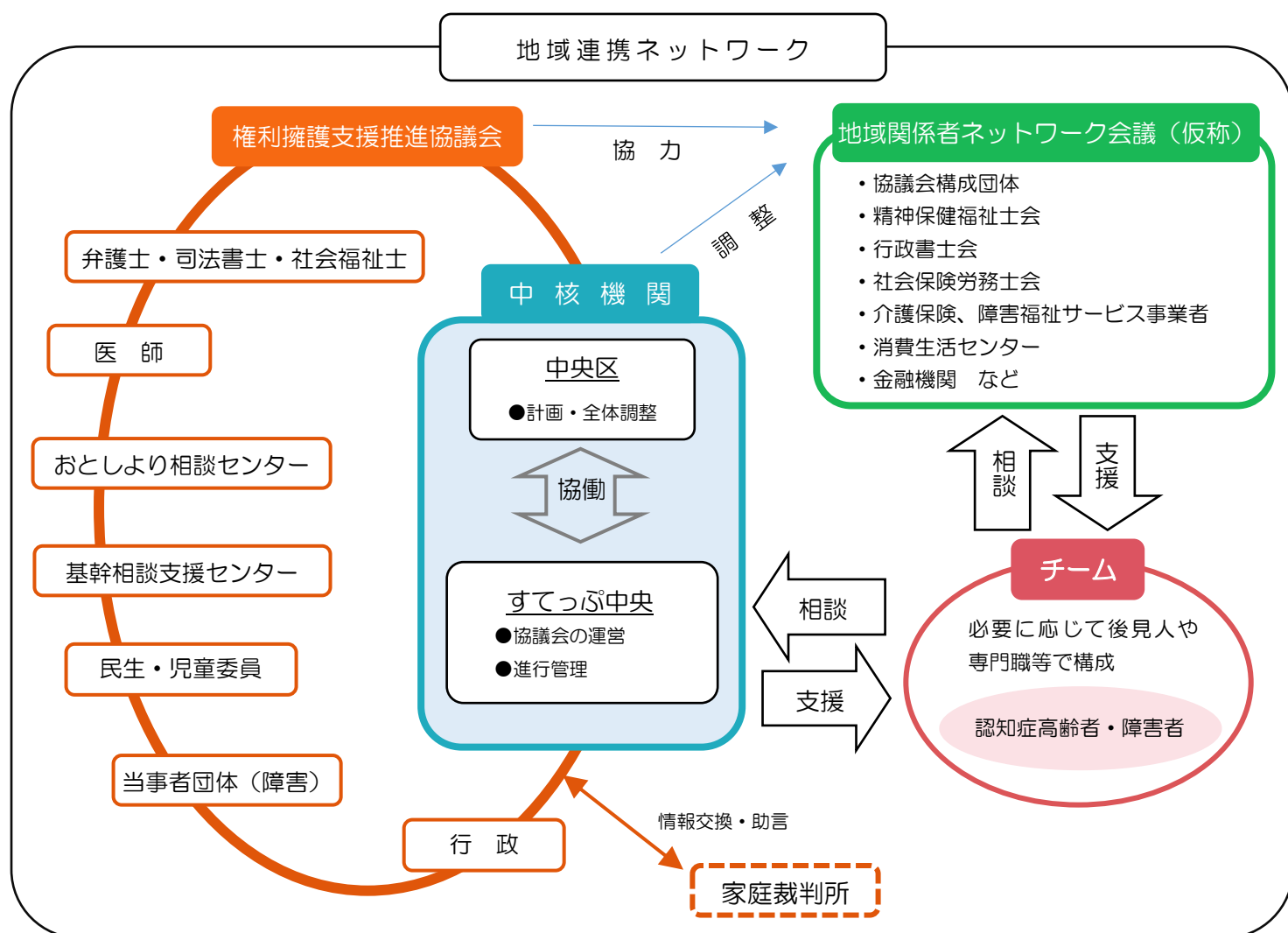
(2) 親族後見人等に対する継続的な見守り・支援【新規】

資料2-3のとおり

7 地域連携ネットワークの構築

法律・福祉の専門職団体、地域の関係者、相談支援機関等と協力して、地域連携ネットワークの構築に向けた継続的な協議を行うため、中央区権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置した。中核機関はその事務局として運営を行っていく。

令和3年度は、協議会の開催を年3回予定しているほか、協議会の構成団体の協力を得て、各専門職団体や地域の関係者等との情報共有の場として、「地域関係者ネットワーク会議（仮称）」の開催を予定している。



地域連携ネットワークとは、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携により、権利擁護支援の必要人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組み。

【参考】中核機関の役割と支援の流れ

